

14 日知理第 74 号

2015 年 1 月 15 日

特許庁 総務部 総務課 制度審議室 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 竹本 一志



産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 報告書
「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための
知的財産制度の見直しに向けて」(案) 第 1 章に対する意見

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

掲題の報告書(案) 第 1 章「職務発明制度の見直し」について、下記の通り意見を申し述べます。

敬 具

記

職務発明制度の見直しについて

「1. 職務発明制度の見直し」に記載された改正の方向性に、概ね賛成します。

(1) 改正の方向性「第一」について

使用者等が、契約や勤務規則等の定めに基づき、発明のインセンティブとして、発明成果に対する報いとなる経済上の利益(金銭以外のものを含む)を従業者等に付与することに賛成します。

(理由)

各企業におけるイノベーションの実態により、効果的なインセンティブ施策は異なり、イノベーションを促進するためには、適切なインセンティブ施策のもとで研究者のインセンティブを確保することにより研究活動を活発化させ、発明を奨励することが必要だと考えるからです。

(2) 改正の方向性「第二」について

特許を受ける権利の従業者帰属を希望する場合を除いて、初めから(原始)使用者等に帰属する制度に賛成します。



(理由)

(A) 実務運用との整合性

企業による特許出願が特許庁に出願される特許出願の97%を占めていることから、大企業、中小企業に関わらず、企業で生まれる職務発明の特許を受ける権利のほとんどが法人に譲渡された上で運用されていると考えられます。よって、意思表示の必要なく初めから(原始)法人帰属とするのが企業実務上極めて自然であり、整合性が高いものであります。

(B) 権利帰属の脆弱性の解消

原始法人帰属により発明時点で国内外の特許を受ける権利を予約承継ができないことや二重譲渡問題に伴う権利帰属の脆弱性を回避することができ、たとえば海外企業との提携をスムーズに進めることができます。すなわち、日本の中小企業やベンチャー研究所等のイノベティブな技術が研究開発アライアンスの対象から外れることなく、オープンイノベーションに参加することによりその発明が最大限活用され、国益に資し、引いては成長戦略に叶うものであります。

また、営業秘密の流出が国家的な懸念として議論されているところ、退職した従業員に特許を受ける権利が残ることによる営業秘密流出が増大する懸念、例えば、悪意の発明者が営業秘密と共に他国の企業等に特許を受ける権利を渡してしまうといった懸念を払拭することができます。

(3) 改正の方向性「第三」について

研究活動に対するインセンティブについて民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重するガイドラインの策定が可能となる点に賛成します。民間の自主性尊重の観点から、ガイドラインに従った手続きを行えば、報奨内容について司法に介入されないことが明確な制度であることを希望します。

(理由)

法的な予見可能性を高めるための法改正ですので、ガイドラインに定めた手続きを履践すれば、それ以上の司法判断が入る余地のないように設定して下さい。特に、現行35条4項、5項にあるように、「その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められる」といった規定は、手続きの履践だけを必要とする趣旨に反しますので、かかる内容が定められる事がないようにして下さい。なお、ガイドラインが企業の実務に深く関わる手続を定めるものとなることに鑑み、その検討メンバーは企業において実務に通暁した者を中心に構成すべきであると考えております。

以上



お問い合わせ先：

(一社)日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

〒100-0004

東京都千代田区大手町 2-6-1

朝日生命大手町ビル 18 階

TEL : 03-5205-3433

FAX : 03-5205-3391

Email : nishio@jipa.or.jp

